令和3年1月の大雪に関する。 2回目(最終)の見舞金締切りについてのお知らせ

令和3年1月の大雪により被害を受けた皆様に深くお見舞い申し上げます。

このことを受け、県JAグループでは、今回の大雪により農業用ハウスの 倒壊・半壊による被害に遭われた組合員農家の方々で農業の再生産に取り 組もうと努力する方を支援するため、見舞金を交付することに致しました。

- 1.見舞金額 一律5万円
- 2.対象

令和3年1月の大雪により農業用ハウスの倒壊被害(全壊・半壊)を受けた組合員農家で、農業の再生産(ハウスの再建)に取り組む者

- 3.提出書類
 - ①雪害被害復旧促進支援申請書兼請求書
 - ②ハウスの発注書、納品書、請求書、供給伝票(または領収書)
 - ③被害状況が確認出来る写真
 - ④再生産(再建)が確認出来る写真
- 4.申請締切
 - ①1回目 令和3年6月18日(金)まで

済み

- ②2回目 令和3年9月17日(金)まで
- 5.その他

見舞金は申請の翌月に指定の口座に振り込む予定です。

詳しいお問い合わせは、お近くの営農担当部署 または、営農指導員までご相談ください。